

## ○請願第1号 守口市市民会館の閉館延期についての請願

### □□□審議経過□□□

#### ＝福祉保健委員会委員長報告＝

それでは、本委員会が付託を受けました請願第1号、守口市市民会館の閉館延期についての請願に関する審査の結果を御報告申し上げます。

さて、本請願については、議案第16号中、本委員会が付託を受けました所管費目と関連することから、あわせて審査を行った次第であります。

本委員会といたしましては、市民会館の廃止については、平成24年9月定例会において可決したが、理事者及び市長から市民会館は必要である旨の答弁がなされたほか、理事者が検討委員会を立ち上げることにしても言及したため、やむを得ずとしたものである。その後、平成25年2月定例会の本委員会において、今年度早々に検討委員会を設置する考えであることも確認したところであるが、廃止条例の可決から約1年半が経過し、閉館が間近に迫る現在にあって、未だ議会や市民に対し新たな市民会館の方針すらも明確に示されず、非常に取り組みが遅いと厳しく指摘せざるを得ない。

また、タウンミーティングや新市民会館のあり方庁内検討委員会において「1,000人規模のホールの必要性について検証する」という趣旨の発言が見受けられるが、これは、議会に対する答弁から非常に後退したものであり、廃止条例の審査において、ホール機能を有する施設の構築について前向きな答弁があったからこそ、やむなく賛成したにもかかわらず、このような発言があったことは、まことに遺憾である。

本請願は、多くの市民が新たな市民会館の建設計画に関心を寄せている中、建設計画が遅々として示されず、さらにこれまで何らの情報提供もなかったことに対する抗議であると考えられ、先ほど述べたとおり、理事者の一連の言動に不信感を抱かざるを得ず、請願の趣旨は十分理解できることなど、本請願に賛同する意見が出された一方、多くの市民からの請願であることから、その願意については受け止めるが、議会としては安全性の問題から満場一致で廃止条例を可決したにもかかわらず、本請願に賛同することは非常に矛盾した態度であるとともに、議決の重みを考えたとき、大変無責任な行為であること。あわせて、早期建設を求めるのであれば一定理解できるが、本請願は閉館延期を求めており、安全性が担保できない以上、市民の要求であれば全て聞き入れるということは決して認めることはできないことなど、相反する意見も出されたため、長時間にわたり議論を交わしたところでもあります。

また、このほか、今回予算計上されている他市大ホール施設利用料金差額補助であるが、他市における大ホール施設の利用実態については、すでに利用者が非常に多い状況であり、補助の活用がいささか難しいやに思われることから、速やかに大規模ホール施設の構築に取り組まれないこと。また、他の施設の活用という観点であれば、市内には守口市市民体育館があることから、それも含めて検討しなければならないことなどの意見もあり、種々議論を尽くしました結果、賛成多数により、これを採択すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。